

令和4年度普通交付税の再算定について

国の補正予算の成立に伴い、令和4年度の普通交付税について基準財政需要額の再算定が行われ、交付額が変更決定されました。

1 再算定の内容

- (1) 「臨時経済対策費」の創設 +123,052 千円
地方団体が、経済対策の事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化策等を円滑に実施するために必要な経費を措置
- (2) 当初算定時の調整額※の復活 +10,992 千円
※普通交付税の算定上、各地方公共団体の財源不足額（基準財政需要額-基準財政収入額）の合計が普通交付税の総額を超える場合に、財源不足額を普通交付税の総額に合わせるために減じた額。

2 再算定結果

(単位：千円)

	再算定 (A)	当初算定 (B)	増減額 (C) (A-B)
基準財政需要額 (ア)	13,413,042	13,289,990	123,052
基準財政収入額 (イ)	7,979,534	7,979,534	0
交付基準額 (ウ) (ア-イ)	5,433,508	5,310,456	123,052
調整額 (エ)	0	△ 10,992	10,992
普通交付税額 (オ) (ウ+エ)	5,433,508	5,299,464	134,044
臨時財政対策債発行可能額 (カ)	287,710	287,710	0

※基準財政需要額は臨時財政対策債及び錯誤額を除く

※基準財政収入額は錯誤額を除く